

令和6年度 社会福祉法人指導監査結果

加古川市は、令和6年度に所轄の社会福祉法人36法人（令和6年4月1日現在）のうち11法人の指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として、以下の点が見受けられました。講評も併せて記載していますので、今後の法人運営の参考としてください。

監査実施状況一覧

対象数	実施数	文書指摘	(文書指摘内訳)	口頭指摘	(口頭指摘内訳)
36 法人	11 法人	8 法人	法人運営 18 件 事業 0 件 管理 3 件	7 法人	法人運営 9 件 事業 0 件 管理 5 件
		21 件		14 件	

※文書指摘・・・国の指導監査ガイドラインの指摘基準に該当する事項

口頭指摘・・・違反の程度が軽微である事項または文書指摘を行わなくても改善が見込まれる事項

主な文書指摘事項及び講評

■法人運営

- 評議員会を2回続けて欠席している評議員、理事会を2回続けて欠席している理事及び監事が見受けられた。

根拠：ガイドラインⅠ－3－（１）－2、Ⅰ－4－（３）－1、Ⅰ－5－（２）－2

【講評】

⇒引き続き評議員会及び理事会への出席が難しい場合、評議員、理事及び監事の交代を検討してください。

- 評議員の改選において、欠格事由に該当しないことを確認する書類を候補者から徴取していなかった。

根拠：法第40条第1項、ガイドラインⅠ－3－（１）－2

【講評】

⇒理事、監事及び評議員の選任にあたっては、欠格事由に該当しないことを確認する書類を候補者から徴取し、その妥当性を確認してください。

- 評議員会の招集に際し、日時及び場所等を理事会の決議によらずに定め、招集の決定をしていた。また、法第45条の28第3項に規定する計算書類等は、備置き及び閲覧に係る規定との関係上、理事会の承認を受けてから2週間（中14日間）以上の間隔を確保しなければならないが、定時評議員会は2週間（中14日間）以上の間隔を確保していなかった。

根拠：法第45条の28、法第45条の32、法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条、ガイドラインⅠ－3－（２）－1

【講評】

⇒評議員会の招集については、理事会の決議を経ること。また、定時評議員会の開催日は、理事会開催日から2週間（中14日間）以上の間隔を確保すること。

- 評議員会について、1週間前（中7日）（以下「期日」という。）までに招集通知を送付しなければならないが、期日までに通知していなかった。

根拠：ガイドラインⅠ－3－（2）－1

【講評】

⇒評議員会の開催に当たっては、期日までに招集通知を送付すること。

- 業務執行理事の選定について、理事会の決議で行われていなかった。

根拠：定款、ガイドラインⅠ－4－（4）－1

【講評】

⇒定款で業務執行理事を選定することとした場合、理事会で選定してください。

- 監事には、理事会への出席義務があるところ、監事全員が欠席しているにもかかわらず、開催されていた。

根拠：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条、ガイドラインⅠ－5－（3）－1

【講評】

⇒監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っており、理事の職務の執行を監査するほか、理事会への出席義務の履行が求められていることから、監事が出席できよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行ってください。

- 理事会について、招集通知を省略する方法により開催していたが、理事及び監事全員から同意を得たことを確認できる資料がなく、議事録にも記録されていなかった。

根拠：ガイドラインⅠ－6－（1）－1

【講評】

⇒招集通知を省略する場合は、理事及び監事全員の同意について、同意書を徴取する又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、確認できるようにしてください。

- 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（中7日間）以上前までに各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければならないが、1週間を下回る期間で発出されていた。

根拠：ガイドラインⅠ－6－（1）－1

【講評】

⇒理事会の開催にあたっては、理事会の日の1週間（中7日間）以上前までに招集通知を発してください。

- 決議の省略による方法で行った理事会について、監事は理事会における議決権を有しないため、決議の目的である事項の提案について同意できないにもかかわらず、監事から同意書を徴していた。

根拠：法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条、定款、ガイドライン

I－6－（1）－2

【講評】

⇒監事からは、同意書ではなく、提案に対し異議がない旨の確認書を徴取してください。

- 理事会議事録について、理事会で定時評議員会の日時等を決議していたが、議事録に議事の経過や結果が記載されていなかった。

根拠：法施行規則第2条の17第3項第3号、ガイドラインI－6－（2）－1

【講評】

⇒理事会で決議した事項は、議事録に記載してください。

- 評議員及び役員の報酬について、定款では無報酬としているが、定額の費用弁償額を支給していた。

根拠：法第45条の35第3項、定款、ガイドラインI－8－（3）－1

【講評】

⇒評議員会等の出席のための交通費は実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれるとされているため、報酬を支給する場合は定款変更を行い、支給の根拠として役員報酬規程を定め、公表してください。

■管理

- 社会福祉事業の用に供する不動産（土地）について、個人から賃借していたが、賃借権登記の賃借期間が切れており、更新の登記をしていなかった。

根拠：ガイドラインⅢ－2－（1）－1

【講評】

⇒社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借する場合、地上権又は賃借権の登記をしなければならないため、登記手続きを行ってください。

- 基本財産について、その財産を処分しようとするときは事前に市の承認を受けなければならないが、市の承認を受けることなく手続きを進めていた。

根拠：ガイドラインⅢ－2－（1）－1

【講評】

⇒基本財産を処分しようとするときは、事前に市の承認を受けてください。

- 小口現金について、経理規程では小口現金の限度額を5万円と規定しているが、限度額以上の小口現金を保管していた。

根拠：経理規程、ガイドラインⅢ－3－（2）－1

【講評】

⇒小口現金は、経理規程に基づき限度額以内で保管してください。

- 理事長専決事項等規則において、委託契約の予定価格が1,000万円を超える場合は、理事会で決議しなければならないが、理事長専決としていた。

また、経理規程において、予定価格が1,000万円を超える場合は一般競争契約又は指名競争契約によって契約業者を決定しなければならないが、1者による随意契約で契約金額の見直しを行い、処理していた。

根拠：ガイドラインⅢ－3－（2）－1、入札通知の1（4）（5）、理事長専決事項等規則、経理規程

【講評】

⇒理事長専決事項等規則に基づき適正に事務処理をすること。なお、理事長の専決権を判断する際の契約額は「契約期間の総額」によること。

契約については、経理規程に基づき根拠を明確にした上で事務処理を行うこと。なお、自動更新条項により複数年にわたり継続している契約については、定期的に契約内容の見直しを行うなどし、適正な契約の維持に努めること。

【根拠】

法	：社会福祉法
法規則	：社会福祉法施行規則
一般法人法	：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
ガイドライン	：「指導監査ガイドライン」
入札通知	：社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて